

栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日
内閣総理大臣決定〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

再生可能エネルギー、企業、人材、資金等の地域資源を活用した先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業を実施し、地域活性化を目指す。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 地域資源を活用した小水力発電事業の推進

那須塩原市、塩谷町、宇都宮市の3市町には今回の事業で想定している低落差型小水力発電の適地が117箇所、合計で1,830kWの出力が見込めるが、小水力発電事業には「事業採算性」、「資金確保が困難」、「河川法等の許可に係る一連の手続きに要する労力的、経済的な負担」及び「地元調整、合意形成に要する労力的、経済的な負担」といった多くの課題があることから事業への取組が進まず、発電事業としてあまり活用されていない。

② 中小企業技術の有効活用

栃木県内の基幹産業である航空宇宙、自動車、医療機器、光、環境産業に関連する企業が有する技術の活用を図ることが必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① 地域資源を活用した小水力発電事業の推進

i) 従来の1地点ごとのオーダーメイド型の小水力発電事業から脱却し、同時に多数の発電適地で小水力発電事業を「面的」に実施し、小水力発電施設の量産・設置による事業の初期コスト・ランニングコストの削減を推進し、金融市場(投資家等)が期待する事業の採算性の実現を支援する。

ii) 取組に係る資金調達に、県内に拠点を置く民間金融機関が持つ金融ノウハウを

活用し、主に金融市場を通じた県内からの投融資を実現することで、補助事業に頼らない自立型モデルの構築を推進する。

- iii) 河川法、電気事業法等に関する総合特別区域法に規定された規制の特例措置を活用するなど、特区指定地域内で新たに小水力発電事業の実施を検討する者が、水利使用を円滑に行うことができる環境整備を図る。
- iv) 地域協議会の構成員に地元団体、市町を加え、地元からの意見・要望を地域協議会の中で調整、検討を行うことで、合意形成までの時間短縮を図る。

② 中小企業技術の有効活用

小水力発電施設の開発・製造などの新たな分野において、小水力発電施設製造企業と連携し、県内中小企業の技術の有効活用を進め、産業の振興を図る。そのために、発電施設の製造、設置、メンテナンスの工程で、対応が可能な部分は県内中小企業が実施し、県内企業の売上増加につなげる。設置後の維持管理に関しても、地域の人材の雇用により、発電事業の収益を地元還元する。

また、小水力発電施設の設計・製造に関する専門のノウハウを有する企業のセミナーや勉強会、デモンストレーションによる実機の視察などを実施し、県内中小企業の小水力発電関連の取組を促進する。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。